

産学連携・知的財産本部規程

(平成18年3月31日産医大規程第12号)

最終改正 平成20年5月30日 規程第28号

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学組織規程第10条の2第2項の規定に基づき、産学連携・知的財産本部（以下「知的財産本部」という。）の組織について必要な事項を定め、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）において、産学連携の推進並びに研究成果等の知的財産を組織的に創生、保護、管理及び活用することにより、知的財産を広く社会に還元し、社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で知的財産アドバイザーとは、知的財産本部の業務に関し専門的知識により指導等を行う者をいう。

(組織)

第3条 知的財産本部は次に掲げる者をもつて組織する。

- 一 副学長のうち学長が指名する者
 - 二 専務理事
 - 三 発明委員会委員長
 - 四 医学部教授会から選出された教授 1名
 - 五 産業保健学部教授会から選出された教授 1名
 - 六 産業生態科学研究所教授会から選出された教授 1名
 - 七 知的財産アドバイザー
 - 八 産学連携・知的財産担当教員
- 2 知的財産本部に本部長を置き、前項第1号に規定する副学長をもつて充てる。
 - 3 本部長に事故のあるときは、専務理事がその職務を代行する。
 - 4 第1項第3号の構成員は、第1項第4号から6号の構成員を兼ねることができる。
 - 5 第1項第4号から第6号までの構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 6 構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 知的財産本部の事務は大学事務部産学連携・研究助成課（以下「研究助成課」という。）において行う。
 - 8 知的財産本部に発明委員会を置き、発明委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
 - 9 産学連携・知的財産担当教員は、専任の教育職員をもつて充て、本部長の命を受け、知的財産本部の業務に関し必要な事項を処理する。
 - 10 理事長は、知的財産本部が選考し、学長が推薦する者を産学連携・知的財産担当教員に任命する。

(業務)

第4条 知的財産本部は次に掲げる業務を行う。

- 一 産学の連携及びその推進を図るための企画立案に関する事。
- 二 知的財産の創出、保護、管理及び活用のための企画立案に関する事。
- 三 外部資金、競争的資金獲得等のための企画立案に関する事。
- 四 知的財産に係る係争等に関する事。
- 五 利益相反防止のための調査並びに施策の策定及び周知に関する事。
- 六 利益相反防止のための審査、勧告等に関する事。
- 七 共同研究及び受託研究の受入れに関する事。
- 八 寄附講座及び寄附研究室の設置並びに寄附講座教員及び寄附研究室教員の審査に関する事。
- 九 知的財産アドバイザーのうち教員資格を付与する者の審査に関する事。
- 十 共用研究スペースの運営に関する事。
- 十一 外部研究員の受入れに関する事。
- 十二 産学連携・知的財産担当教員の選考に関する事。
- 十三 その他産学連携、知的財産及び利益相反防止に関する重要事項に関する事。

第5条 研究助成課は前条の知的財産本部の業務に関する事務を行うとともに、次に掲げる業務を行う。

- 一 獲得した外部資金、競争的資金等による研究の事務に関する事。
- 二 学校法人に権利が帰属する知的財産の権利化、処分等の保護、管理及び活用の事務に関する事。
- 三 特許の技術移転機関への移転事務に関する事。
- 四 共同研究、受託研究等における外部機関等との連携、交渉等に関する事。
- 五 特許を学外機関と共同で出願する際の事務に関する事。
- 六 産業医科大学知的財産管理規程第3章及び第4章に規定する実施補償金又は譲渡補償金、産業医科大学成果有体物取扱規程第12条及び第14条に規定する成果有体物運用補償金及び産業医科大学著作権取扱規程第10条及び第12条の支払に関する事。
- 七 知的財産の取扱い、産学連携及び利益相反に係る問い合わせに関する事。
- 八 その他知的財産の活用等、産学の連携及びその推進並びに利益相反防止に関する必要な事務に関する事。

(会議)

第6条 知的財産本部に産学連携・知的財産本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は、本部長が召集し、その議長となる。
- 3 議長に事故のあるときは、あらかじめ本部長が指名した本部構成員がその職務を代行する。
- 4 会議は、本部構成員の3名以上の出席により成立する。
- 5 本部会議は、第4条各号に定める業務の遂行に必要な事項を審議する。

- 6 本部会議の議事は、出席本部構成員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 本部会議は、毎月定期的開催するほか、本部長が必要と認めるときに、臨時に開催することができる。
- 8 本部会議は、必要により、知的財産本部以外の教職員の出席を求め意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 知的財産本部、発明委員会及び産学連携・研究助成課の構成員は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、知的財産本部、発明委員会及び産学連携・研究助成課の構成員が退職した後も適用する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、知的財産本部及び事務局の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月9日規程第33号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日規程第36号)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規程第16号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日規程第28号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。